# 婚姻届にともなう手続き



*本日はおめでとうございます。*

*婚姻届にともない氏（姓）の変更・住所の異動等がある方は、下記の手続きが必要ですので、それぞれの受付窓口で手続きをしてください。*

| 必要な手続きの項目 | 手続きの内容 | お持ちいただくもの | 庁舎　受付窓口 | 担当課 |
|---|---|---|---|---|
| **住所を異動する方** | 婚姻にともない、住所を異動される方は住民異動届が必要です。 | ●マイナンバーカード（お持ちの方）<br>（転入及び転居の場合は暗証番号が必要です）<br>●本人確認書類<br>（マイナンバーカードをお持ちでない方）<br>●転出証明書<br>（転入の方で転出証明書をお持ちの方） | 安来　市民課 | 市民課 |
| **印鑑登録している方** | 登録している印鑑の氏名と婚姻後の氏名が違う場合は廃止されます。印鑑証明書を発行する場合は、新たに登録をする必要があります。 | ●登録する印鑑<br>●本人確認書類（本人が申請） | 広瀬　地域センター | 23-3083 |
| **マイナンバーカードをお持ちの方** | 婚姻にともない、マイナンバーカードの記載内容が変更になる場合は手続きが必要です。 | ●マイナンバーカード<br>（暗証番号が必要です） | 伯太　地域センター | |
| **国民健康保険（国保）に加入している方** | 氏の変更のある方、住所を異動される方は手続きが必要です。 | ●資格確認書等（お持ちの方のみ）<br>●来庁者の本人確認書類 | 安来　市民課 | 市民課 |
| **新規に国民健康保険（国保）に加入する方** | 婚姻と同時に国保へ新規加入される方は手続きが必要です。 | ●世帯主と対象者のマイナンバーのわかるもの、来庁者の本人確認書類<br>●健康保険の資格喪失が確認できるもの<br>（資格喪失証明書等） | 広瀬　地域センター | 23-3087 |
| **国民年金の手続き** | 配偶者の扶養（第３号被保険者）となる方は、配偶者の勤務先で手続きをして下さい。 | | 伯太　地域センター | |

*◆上記の他に手当て等（児童手当、児童扶養手当、福祉医療、子ども医療など）を受けておられる方は窓口へお申し出ください。*